

災害見舞金取扱要綱

(趣旨)

- 1条 この要綱は、火災、その他不測、不可避の災害（交通事故を除く。以下「災害」という。）が発生したとき、その被災者、若しくは遺族に対し見舞金を配分することについて必要な事項を定めるものとする。

(見舞金額)

- 2条 見舞金の額は次の通りとする。

(1) 災害による死亡者……………	1人につき	18,000円
(2) 全焼、全壊家屋……………	1世帯につき	15,000円
(3) 半焼、半壊（含床上浸水）家屋……	1世帯につき	10,000円

(認定基準等)

- 3条 災害の認定は次の方法による。

- (1) 非住家については対象としない。
- (2) 災害の程度は当局の決定による。
- (3) 前項(1)の災害に関連される死亡者は該当者とみなす。
- (4) その他の状況判断については、共同募金委員会長の決定による。

(事務処理)

- 4条 共同募金委員会長は、災害が発生したときは、次により処理する。

- (1) 災害発生後速やかに、見舞金を一時立替により配分する。
- (2) 見舞金は、共同募金委員会長名で贈る。
- (3) 見舞金を配分したときは特別の場合を除き領収書を徴する。
- (4) 見舞金の配分を終えたときは、直ちに災害見舞金交付申請書に關係資料を添付して県共同募金会（以下「本会」という。）へ提出する。
- (5) 大規模の災害が発生したときは、災害の内容等について速やかに報告すること。

(適用除外)

- 5条 大規模な災害で、当該災害について、本会が募金運動を実施し、特別配分を行うときは、この要綱は適用しないものとする。

(特例)

- 6条 この要綱に定める他、緊急を要する事項については、本会会長が定めるものとする。

(附則)

- 1 この改正要綱は、平成11年4月1日以降発生 of 災害から適用する。

(附則)

- 1 この改正要綱は、平成26年4月1日から適用する。

留意事項

- 1 3条 認定基準等（2）号の当局とは、消防署等関係行政庁をいう。
- 2 自宅への放火は対象としない。
- 3 一人世帯で家を焼（壊）失し死亡した場合は、住居への見舞金は配分せず、死亡見舞金のみをその遺族に配分する。（領収書には、死亡者と受取人との続柄を記入。）
- 4 市町村共同募金委員会は「災害見舞金交付申請書」を本会に提出する。公印洩れのないよう注意すること。